

下北半島国立公園

大間崎



2024年保存版

大間町

暮らしの便利帳

大間町ガイド

わが街情報満載

行政ガイド

大間町民のインフォメーション

Oma Town Life Guide Book



大間町ガイド 🔍 3

防災・救急 🔥 6

届出・証明 📄 8

税金 💰 11

保険・年金 ❤️ 12

福祉・健康 🚼 14

子育て 👨‍👩‍👧 16

生活・環境 🗑️ 20

相談・町内会 🗣️ 24

大間町役場

へのお問い合わせは...

〒039-4601

青森県下北郡大間町大字
大間字奥戸下道20番地4

☎️ 0175-
37-2111

☎️ 0175-
37-2478

～未来をつくる仕事～

道路・防波堤など公共インフラ整備から一般住宅施工まで、
地域の皆様の未来を一緒につくります。

総合建設業・損害保険代理業・貨物自動車運送事業

建設業許可/青森県知事(特-2)第13793号

株式会社 竹正工務店

☎0175-37-4032(代) FAX0175-37-4710



いつまでも快適で安心。
健康的な暮らしをお約束いたします。



セルコホーム 下北

カナダ輸入住宅 2×6工法 オール電化住宅

(株)竹正工務店 建設業許可/
青森県知事(特-2)第13793号
☎0175-37-4032・5810 FAX0175-37-4710

産業廃棄物中間処理施設



株式会社 リムーブ

☎0175-37-5601 FAX0175-37-5602

〒039-4602 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸211-1

地域発展と地域皆様の
健康で快適な生活を目指す。



ホームページ

下水道管理・管路TVカメラ調査&清掃

環境保全サービス

一廃・産廃収集運搬 | し尿汲取り・浄化槽管理

OOMA UNYU 有限会社 大間運輸
TRUCK&TAXI&BUS

大間町大字大間字大間89-1
TEL0175-37-2805 FAX0175-37-3560

観光・送迎・楽しい旅のお手伝い

小型・中型・ジャンボ・貸切バス

タクシーバスのご用命は

フリーダイヤル▶0120-40-2213

大間タクシー



(有)大間運輸 大間町大字大間字大間89-1
大間営業所▶TEL0175-37-2213

ゴルフ練習場

大間ゴルフガーデン

レンタカーあります

大間町大間冷水50-16
TEL・FAX0175-37-4420

お車のことならお任せください

民間車検場 | 钣金・塗装
軽自動車から大型自動車まで販売・整備

CAR SPOT アクセル

(有)大間運輸アクセル 大間町大間字大間平37-13
TEL0175-37-3507 FAX0175-37-4347

発行にあたって

「大間町暮らしの便利帳」は、大間町にお住まいの皆様方へ、町の防災情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、大間町役場から最新の記事提供をいただき発行しました。

「大間町暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、大間町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「大間町暮らしの便利帳」に掲載の情報は、令和6年4月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容で不明な場合は、役場担当課までお問い合わせください。

■また掲載されているスポンサーの広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにおたずねください。

人口・世帯・面積

(令和6年4月現在)

 人口(合計)
4,674人

 世帯数
2,452世帯

 面積
52.10 km²

庁舎案内

役場庁舎

〒039-4601

青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20-4

TEL:0175-37-2111(代表)

FAX:0175-37-2478

開庁時間

平日 8:30 ~ 17:15

(土日祝日、年末年始12月29日~1月3日は休庁)

大間町役場(代表)	☎37-2111	大間病院	☎37-2105
総務課	☎37-2111	大間消防署	☎37-3107
企画経営課	☎37-2504	大間警察署	☎37-2211
会計管理課	☎37-2508	大間町社会福祉協議会	☎37-4558
税務課	☎37-2518	大間幼稚園	☎37-4073
住民福祉課	☎37-2520	うみの子保育園	☎37-3936
健康づくり推進課	☎31-0350	大間保育園	☎37-2209
産業振興課	☎37-2537	大間小学校	☎37-2107
生活整備課	☎37-2535	大間中学校	☎37-3109
教育委員会 教育課	☎37-2103	奥戸小学校	☎37-2108
議会事務局	☎37-3029	大間町商工会	☎37-2233

大間町暮らしの便利帳INDEX

- ▶発行にあたって 1
- ▶INDEX 2

🔍 大間町ガイド 3

- ▶大間町の概要 3
- ▶特産品 4
- ▶イベント・観光 5

🔥 防災・救急 6

- ▶避難情報 6
- ▶防災無線(町内放送) 7
- ▶避難場所 7
- ▶消防署・警察署 7

📄 届出・証明 8

- ▶届出 8
- ▶印鑑登録 9

- ▶マイナンバーカード交付申請
(個人番号カード) 9
- ▶各種証明書発行(手数料) ...10

🏦 税金 11

- ▶税金の種類・納期について ...11

🏠 保険・年金 12

- ▶国民健康保険(国保)12
- ▶後期高齢者医療制度13
- ▶マイナ保険証への移行について 13
- ▶国民年金13

👤 福祉・健康 14

- ▶介護保険制度14
- ▶障がい者福祉15
- ▶特定健診・がん検診15

👨‍👩‍👧 子育て 16

- ▶子育て支援16
- ▶子どもの予防接種19

🏠 生活・環境 20

- ▶ごみ20
- ▶動物20
- ▶住まい21
- ▶農地21
- ▶施設利用21
- ▶上水道22
- ▶下水道23

👤 相談・町内会 24

- ▶各種相談24
- ▶あなたも町内会へ24

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

— 告 告 —

★災害対応型中核給油所★

株式会社 **ヨネザワ**

油の配達 **37-3000**
 バイパスSS **37-3132**
 事務所 **37-3133**

大間のマグロをはじめ、
うなぎなどの海産物を取り揃えております。
自慢の絶品を是非ご賞味ください!

政 有限会社カネマサ吉田商事
 カネマサ
 〒039-4601 大間町大字大間平37-19 ☎0175-37-4986
 FAX 0175-37-4987 受付時間 9:00~17:30(土・日・祝日除く)

プロパンガス・酸素・アセチレン・一般高圧ガス
 ガスコンロ・ガス厨房機器・住宅設備機器販売・修理・配管工事
 24時間体制 まかせて下さい!!

米沢ガス興業(株)

LPガス TEL 37-3180
 人と地球にスマイルを FAX 37-3168
 大間町大字大間字下手道49-2
 営業時間/9:00~18:00 定休日/土曜日・日曜日

電化製品、補聴器の販売・修理

エアコン工事・エコキュート温水器 **見積無料**
 200V IH・太陽光発電

株式会社 ジョイフルヨネザワ

大間町大字大間字下手道 22-2
 -60℃ストッカー 📞 **ダイヤ** 代理店
 営業時間/9:00~18:00 ☎0175-37-3134
 定休日 / 土曜日・日曜日 FAX0175-37-2265

大間町の概要

概要

北海道の山並みを北に仰ぎ、津軽海峡の雄大な自然に抱かれた大間町は、青森県下北半島北部に位置し、津軽海峡を隔て北海道との最短地点である函館市汐首岬とは約17.5kmに位置する漁業を中心とした、本州最北端の町です。

昭和17年11月3日に旧大奥村から大間町として県内29番目の町制を施行しました。



町の花、鳥、木

※「カモメ」とは、正式には色々な種類がありますが、大間町に生息、飛来する「カモメ類」を総じて町の鳥としています。(写真は「ウミネコ」です。)



ハマナス
海岸の至るところに自生し、初夏に芳香をはなつ可憐な花は、郷愁をそそる甘酸っぱい果実とともに、気候風土に適す。



カモメ
弁天島、津花崎をはじめ、海上に漁港に、海岸にと群れとぶ優雅な「かもめ」は自然現象に敏感で時化(しげ)を教え、豊漁を告げる海鳥。



クロマツ
黒松の北限地である。松は古来めでたい樹木の筆頭にあげられ親しまれてきた。海風や風雪にも耐え雄しい中にも気品がある。

大間町の町章

大間町を構成する3集落(大間、奥戸、材木)を象徴したもので、和と融を示す。



町民憲章

わたしたちは、津軽海峡の青い海と美しいみどりの丘と、太陽に恵まれた本州の最北の地に住む大間町の町民です。

先人の力と汗の偉業をたぐえ、自然をいつくしみ郷土を愛し、自覚と責任をもって、文化的でたくましく、豊かで明るく、うるおいのある住みよい町にするためにこの憲章を定め実践します。

- 健康でよく働く豊かな町をつくりましょう。
- いきまを守り、明るく住みよい町にいたしましょう。
- 教養と文化の高い清らかな町をめざしましょう。
- 互いに話し合う平和でなごやかな町をきずきましょう。
- 人を愛し、まことをつくすしあわせな町に育てましょう。



大間町ガイド

広告

安全でより良い技術を提供し、地域の快適な暮らしを守り続ける

有限会社 船水電機商会

〒039-4601
 下北郡大間町大字大間字大間平31-78
TEL 0175-37-2907
FAX 0175-37-2016

総合電気設備工事請負 東北電力外線工事指定 青森県知事許可(特-3)第9986号

下北半島どこでも工事にお伺いします!

あなたの街の電気屋さん
あべ電化
 エアコン・家電の取り付け・電気工事

電気のお困りごと、どんな些細な事でもお気軽にご相談ください!!

- お部屋にコンセントを増やしたい
- エアコンを付けたい、洗浄したい
- 暗い場所に照明を追加したい
- スイッチの調子が悪い
- 電球の玉切れを交換してほしい
- パソコンやインターネット、Wi-Fiの設定がよくわからないなど...

登録電気工事業者 青森県知事登録第2023077号
 代表 阿部 幸太郎 住所 大間町大字大間字冷水1-3(あべ旅館裏)
TEL 080-4711-4312 FAX 0175-37-3536 あべ電化 大間町

エネルギーを、ステキに。ENEOS

ENEOS 灯油取扱店
(有)山崎石油店
 大間町大間字大間平37-17
スタンド ☎37-4311 配送部 ☎37-4700

特産品

大間まぐろ

秋から冬にかけて獲れるマグロは大型のものが多く、上質な脂がのっています。出荷される30キロ以上のマグロに「大間まぐろ」が貼られ、厳密に管理されています。



大間牛(陸まぐろ)

マグロに負けない最高等級の肉も出ることから「大間の陸まぐろ」と呼ばれ、マグロに次ぐ特産品として期待されています。

昆布・海藻製品

潮の流れが速い津軽海峡は、高品質な海藻の宝庫です。ミネラル豊富な海藻の加工品。味噌汁やお料理にご利用ください。



もじゆく

青森天然ヒバ



ツルアラメ



海産物



ぺこもち



三円いも

広告

本州最北のいで湯
塩の湯ッコで
体の芯までポッカポカ。



自信の逸品
大間マグロ
上質の大間産マグロを
年間通してご提供して
おります!

マグロと大間牛の食べ比べが出来るのはここだけ!

大間の陸マグロ 大間牛

大間繁殖センターで肥育されている黒毛和種の肉牛で最高の等級A5評価を受けたことのある美味しい食材です。



おおま温泉
海峡保養センター

お問合せ **0175-37-4334**

おおま温泉

検索

〒039-4601 下北郡大間町大字大間字内山48-1 FAX.0175-37-4709 <https://www.omaonsen.com/>



JF大間漁業協同組合

〒039-4601
大間町大字大間字下手道59-3
TEL 0175-37-3117
FAX 0175-37-2883



初採れ

奥戸(おこっぺ)漁協女性部 おこっぺもじゆく

約10年前、地元旅館の朝食で出していたもじゆくの評判が高く「あのもじゆくはどこでかえるのか」という声が数寄せられ、ご自宅でも召し上がっていただけるよう、商品化するに至りました。

商品のご注文・お問合せはこちら

【女性部】TEL 080-5844-0048 FAX 0175-37-3326

JF奥戸漁業協同組合

〒039-4602 大間町大字奥戸字奥戸村173 TEL.0175-37-2217 FAX.0175-37-2467

イベント・観光

大漁祈願祭り・天妃様行列

毎年7月の海の日に合わせて、天妃様行列が行われます。天妃様は海上守護の女神とされており、東北地方では当町の稲荷神社だけに祭られています。遷座してから300年を迎えた1996年から大漁祈願祭に合わせて行列が行われています。



ブルーマリンフェスティバル

大間港で開催される、町を代表する一大イベント。伝統の舟競争大会をはじめ、歌謡ショーやYOSAKOIソーランなどのステージイベントが行われ、大間の特産品の出店も多く、夜の第2部では花火師による花火大会で大間の短い夏のひとときを楽しめます。



稲荷神社例大祭

弁天島



大間崎の沖合い約600mの場所に浮かぶ弁天島は周囲2.7kmの小さな島だが、弁財天が祭られ、古くから漁師に信仰されている。島には高さ37m、白と黒のストライプの大間崎灯台がある。また、野鳥の宝庫としても知られている。



津軽海峡フェリー



北通り総合文化センターウイング



西吹付山展望台



マグロモニュメント



広告

OMI Marine Construction CO., Ltd. 〒039-4601 大間町大字大間字大間76-2
 TEL (0175) 37-2224 (代)
 FAX (0175) 37-4766

大見海事工業株式会社

代表取締役 大見 義紀

HIBA LIFE <http://www.aomori-hiba.com/>
 人にも環境にも優しい、天然の贈り物 天然ヒバのある暮らしをあなたにも…

化粧品製造販売・雑貨品製造販売・木工品加工、販売

ヒバ開発(株)

TEL 0175-37-4711 FAX 0175-32-1011

全車カーナビ装備、いつでも気軽にご利用下さい。

オリックスレンタカー 大間フェリー埠頭店

大間町大間字根田内8-48
 ☎ 32-1555 FAX 32-1556

本州最北端の黒毛和種

大間牛

陸マグロ

株式会社 KANEHO

代表取締役 南 隼人
 大間町畜産農協同組合 組合長

〒039-4601 下北郡大間町大字大間字大間平38-685
 TEL・FAX 0175-37-2546

YouTube 詳しくはこちら

日本が誇る高級「大間のマグロ」を地元直売所から産地直送！

日本ギフト大賞 全国新聞社51が選出する日本ギフト大賞にて最高位「プレミアムギフト賞」受賞

大間まぐろ 魚忠

大間マグロ直売所

株式会社 魚忠

ネットショッピングは はこちらから ▶ YAHOO! ショッピング

ご予算に応じたセットも承ります。ご注文お問合せはお気軽にどうぞ！
 TEL.0175-37-5353 FAX.0175-31-0427
 〒039-4601 大間町大間大間平 37-367

大間まぐろ魚忠

大間町ガイド



防災・救急

避難情報

問 総務課 ☎37-2111

町がお知らせする避難情報

町は、町民の皆さんに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報をお知らせします。また、屋外拡声子局及び非常用サイレンからサイレン吹鳴により町民の皆さんにお知らせします。

警戒レベル	町の情報や対応	皆さんのとるべき行動	気象庁などの情報
1	職員の連絡体制を確認	災害への心構えを高めましょう	早期注意情報(警報級の可能性)
2	第1次防災体制 (連絡要員を配置)	自らの避難行動を確認 ハザードマップ等で付近の災害リスクを再確認。災害情報把握手段の再確認。	大雨注意報、洪水注意報、 高潮注意報、氾濫注意情報
	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)		
3	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人にも必要に応じて、予定をあらためたり、自主的に避難準備や移動を開始しましょう。	大雨警報、洪水警報、 氾濫警戒情報
4	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 過去の大災害に匹敵する状況です。この段階までに避難を完了しましょう。 暴風が予想されるときは吹き始める前に避難を！	土砂災害警戒情報、高潮警報、 高潮特別警報、氾濫危険情報
警戒レベル4までに必ず避難！			
5 危険大	緊急安全確保 ※必ず発令するとは限りません。	命の危険 直ちに安全確保！ 既に安全な避難が困難で、生命の危険！ 今いる所よりも安全な場所へ直ちに移動等を！	大雨特別警報、氾濫発生情報

町からの発令に留意しつつ、必要だと感じたら避難勧告などがなくても早めの避難行動をとりましょう。

自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

災害情報

災害時には、町より各種情報を提供します。また、皆さんからの情報も速やかにお知らせください。

知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人などが「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)を使って行います。

なお、利用にあたっての事前の契約などは不要です。

171 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

非常持出品

いざという時のため、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。



- 非常食品3日分 ●水(目安3ℓ/日1人) ●救急用品
- 衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ・衛生用品など
- ラジオ・懐中電灯 ●オムツなどの生活用品 ●現金・通帳
- 免許証や健康保険証のコピー

要配慮者への思いやりを！(共助)

障がいのある方・高齢者・傷病者・子ども・妊産婦のほか、外国人などは避難に時間がかかる場合や、情報・状況をすぐに把握できない場合があります。要配慮者には思いやりと支援を心がけましょう

広告

地域発展と地域開発に貢献

土木工事・建築工事・舗装工事
浚渫工事・造園工事・管工事

野崎建設工業株式会社
Nozaki Kensetsu Kogyo Co.,Ltd.

〒039-4602 大間町大字奥戸字向町80-2 代表取締役 野崎 徳子
☎0175-37-3136 FAX0175-37-3137

HITACHI

エネルギーを守るモノづくりとサービス、それは未来を守る技術。

nuclear energy & new reliable energy

日立GEニュークリア・エナジー株式会社
https://www.hitachi-hgne.co.jp/

防災無線(町内放送)

問 総務課 ☎37-2111

防災無線とは、屋外拡声子局や戸別受信機を介して、役場から住民の方に防災情報や行政情報を伝えるシステムです。

放送の種類	内容
緊急時放送	●災害に関する情報、気象に関する警報発令のお知らせ ●災害による避難指示、人命に関する情報、その他緊急事態に関するお知らせ
平常時放送	●音楽やチャイムによる時間のお知らせ ●行政広報、各種行事のお知らせ

※ご家庭に戸別受信機を設置するには、総務課に申請が必要です。

避難場所

問 総務課 ☎37-2111

2024年3月に全戸配布された「防災ハザードマップ」をご覧ください。



ハザードマップ



防災・救急

消防署・警察署

施設	住所・電話番号
大間消防署	青森県大間町大字大間字大間平20-164 ☎37-3107
大間警察署	青森県大間町大字大間字大間平20-91 ☎37-2211

※火災・救急の緊急時は119番、事件・事故の緊急時は110番してください。



広告



TRUST

一般貨物自動車運送業
産業廃棄物収集運搬業
東自貨第13号

建設業(般-3)第600253
土木工事業/とび・土工工事業
鋼構造物工事業/解体工事業

株式会社 トラスト

代表取締役 佐々木 信彦

〒039-4602 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸204番地1
TEL0175-37-5910 FAX0175-37-5911



届出・証明

届出

問 住民福祉課(戸籍係) ☎37-2520

戸籍の届出

出生届

お持ちいただくもの

生まれた日を含め14日以内

- 出生証明書
- 母子健康手帳

届出人 生まれた子の父または母

届出地 大間町役場
または届出人の現在地(住所地)、本籍地、出生地



婚姻届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 婚姻届書
- 届出人の本人確認書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 夫・妻になる方

届出地 大間町役場
または現在地(住所地)、本籍地

離婚届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 離婚届書
- 届出人の本人確認書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 夫・妻

届出地 大間町役場
または現在地(住所地)、本籍地

死亡届

お持ちいただくもの

死亡したことを知った日から7日以内

- 死亡診断書または死体検案書

届出人 親族、後見人など

届出地 大間町役場
または届出人の現在地(住所地)、死亡者の本籍地、死亡地



住民登録の届出

転入届

お持ちいただくもの

住み始めた日から14日以内

- 転出証明書
- 届出人の本人確認書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 大間町役場

転出届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 届出人の本人確認書類

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 大間町役場



転居届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 届出人の本人確認書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 大間町役場

世帯変更届

お持ちいただくもの

変更した日から14日以内

- 届出人の本人確認書類

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 大間町役場



届出・証明

広告

相続・借金問題など

身近に起こりうる法律問題について、

お手伝いします! 是非、ご相談ください。

不動産登記手続き・会社及び法人登記手続き
債務整理手続き・裁判手続き



司法書士 行政書士 高松隆雄事務所

〒039-4601
下北郡大間町大字大間字大間54-6
TEL 0175-37-4303
FAX 0175-37-2529



相談無料 これから空き家になる前に是非、ご連絡を!
空き家管理お任せください!



貸したい 借りたい 売りたい 買いたい

土地・建物のことなら 青森県知事(1)第3601号 大間町不動産情報

大間不動産 会社



代表 小浜 年高 大間町大間字中山25-44 ☎0175-37-3564

印鑑登録

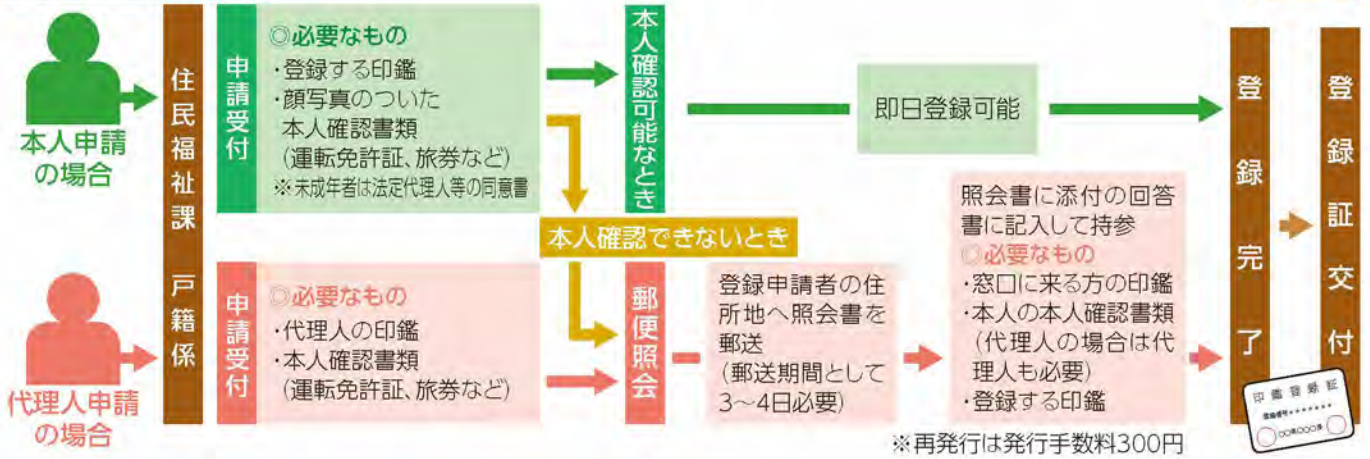
問 住民福祉課(戸籍係) ☎37-2520

誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている方が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。



印鑑登録の流れ

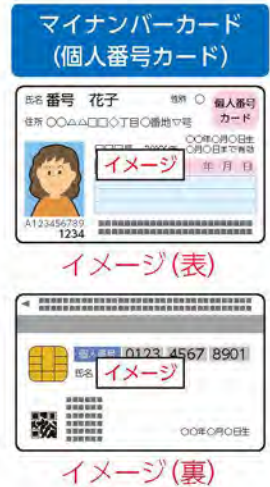


マイナンバーカード交付申請 (個人番号カード)

問 マイナンバーコールセンター(全国共通ナビダイヤル) ☎0570-783-578
住民福祉課(戸籍係) ☎37-2520

マイナンバーは一つとして同じ番号はなく、一人一人が固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、本人確認をはじめ、さまざまなことに利用できる「マイナンバーカード(個人番号カード)」が申請により交付されます。申請にはさまざまな方法があります。

申請方法	
郵送による申請	①顔写真を撮影 ②交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を添付 ③送付用封筒に入れて郵便ポストに投函
パソコンによる申請	①デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存 ②交付申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力し、顔写真データを添付して送信
スマートフォンによる申請	①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影 ②交付申請書のQRコードを利用して交付申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力し、顔写真データを添付して送信



届出・証明

広告

建物の安心から快適までお客様の期待にお応えします。

建物総合管理

- ハウスクリーニング
- 家事代行、庭木草刈り等
- 高齢者世帯への配食サービス
- 空き家になった残置物の撤去及び清掃
- 不用品・粗大ゴミ回収 (その他、お困りごととはご相談ください。)

生前・遺品整理等
当社にお任せ下さい!!

アフレッシュ
AFRESH 株式会社

お急ぎの方は
お電話にて! TEL0175-34-0477
大間町大字大間字大間平38-682 FAX0175-34-0478



長尺屋根・建築板金・ステンレス加工

(般-3)第11688号

伝法板金

代表 伝法 正彦

大間町大間根田内8-51

TEL 0175-37-3538

FAX 0175-37-2810



各種証明書発行(手数料)

④ 交付時に必要な書類－本人確認書類－

☎ 住民福祉課(戸籍係) ☎37-2520

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。
ご理解とご協力をお願いします。

	分類1(写真付き)	分類2	分類3
証明書類の名称	<ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●旅券(パスポート) ●国または地方公共団体の機関が発行した免許証など ●住基カード(写真付き) ●マイナンバーカード(個人番号カード)など 	<ul style="list-style-type: none"> ●各健康保険被保険者証 ●国民年金手帳 ●年金証書 ●住基カード(写真なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ●学生証 ●法人発行の身分証書 ●分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書
戸籍関係	上記のうち1点で確認	上記のうち2点以上で確認	上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認
住民票関係	分類1、分類2、分類3の中から1点。		

(有効期限内で住所が記載されているものは住民登録されている住所)

④ 戸籍・住民票関係の発行

☎ 住民福祉課(戸籍係) ☎37-2520

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 300円	●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
住民票記載事項証明書	1通 300円	
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	※本籍地の市区町村で発行します。 ●戸籍に記載されている方などによる請求…請求事由不要 ●第三者請求…請求事由必要 ・委任状が必要になります。 ・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	
改製原戸籍謄・抄本	1通 750円	
戸籍記載事項証明書	1通 350円	
戸籍の附票	1通 300円	
身分証明書	1通 300円	
(広域交付) 戸籍全部事項証明書謄本	1通 450円	※本籍地以外の市区町村で発行します。 ●ご本人、配偶者、直系親族(子・親・祖父母等)が窓口で請求された場合のみ発行可能。 ●個人事項証明書(抄本)、戸籍の附票、コンピュータ化されていない紙戸籍等は発行不可。
(広域交付) 除籍全部事項証明書謄本	1通 750円	
(広域交付) 改正原戸籍謄本	1通 750円	
改葬許可書	1件 300円	●申請者の本人確認書類 ●改葬許可申請書

④ 税関係の証明書の発行

☎ 税務課 ☎37-2518

	証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民税	所得証明書(所得金額の証明)	1通 300円	
	所得課税証明書(所得金額、所得控除及び税額の証明)	1通 300円	
	非課税証明書(課税されていない証明)	1通 300円	
	所在地証明書(法人事業所の所在地の証明)	1通 300円	
固定資産税	評価証明書(資産の評価額の証明)	1通 300円	本人確認書類
	公課証明書(課税標準額、税相当額の証明)	1通 300円	本人確認書類
	名寄帳(納税義務者の資産の一覧)	1通 300円	本人確認書類
	住宅用家屋証明書(登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明)	1通 1,300円	住民票、登記完了証、申請書、本人確認書類
納税	納税証明書(納められた税額の証明)	1通 300円	
	滞納のない旨の証明書(全ての税目において滞納がないことの証明)	1通 300円	
	軽自動車税継続検査用(軽自動車税の滞納がないことの証明)	1件 0円	



届出・証明



税金

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

皆さんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税金の種類・納期について

☎ 税務課 ☎37-2518

税金の種類	納税義務者	納期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税	1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった方			1期		2期		3期				4期	
		給与からの特別徴収:毎月											
		公的年金からの特別徴収:年金支給月											
固定資産税	1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する方		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税(種別割)	4月1日現在、原動機付き自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する方	全期											
国民健康保険税	世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期			
		公的年金からの特別徴収:年金支給月											

☎ 口座振替について

忙しい、役場や金融機関までの距離が遠いなどの理由で町税の納付ができない方は、金融機関及びゆうちょ銀行で、指定した預金口座から振替納付することができます。納付のため現金を持ち歩く必要もなく、納期限までに納め忘れてしまうことありませんので、安全・確実な方法です。

町税等の納付にはぜひ口座振替をご利用ください。

☎ 納税貯蓄組合について

各町内会や地域、職場単位等で構成されている「納税貯蓄組合」に組合員として追加加入、又は新しい納税貯蓄組合を設立して、納税することができます。

納税貯蓄組合に加入すると、納付は組合を通して行うので、納め忘れがなくなります。また、年内早期完納された納税貯蓄組合には、町から納税額に対して、計算された補助金が交付されます。

加入をご希望の方・新しく納税貯蓄組合の設立を考えている方は、税務課にお問い合わせください。

☎ 国税・県税についてのお問い合わせは

項目	問合せ先	
県税について(法人県民税、不動産取得税、自動車税など)	下北地域県民局県税部	☎22-3105
国税について(所得税、相続税、贈与税など)	むつ税務署	☎22-3294

☎ 税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる方の本人確認できるものをお持ちください。

▶ 税に関する証明・閲覧・手数料などについて…P10

— 広 告 —

大間町金融団

青森銀行 大間支店

〒039-4601 大間町大字大間字大間50-1
TEL 0175-37-2221(代)

青い森信用金庫 大間支店

〒039-4601 大間町大字大間字冷水3-7
TEL 0175-37-2228



税金



保険・年金

国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない方が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)

📍 こんなときは届出を

📞 健康づくり推進課(保険係) ☎31-0350

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、健康づくり推進課へ14日以内に届出をしてください。

	「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき	● 転出証明書(転入手続きをしてください)
	職場の健康保険をやめたとき(退職時・任意継続保険脱退時)	● 職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	● 母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	● 保護廃止決定通知書
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	● 国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 職場の健康保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 保護開始決定通知書
	死亡したとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 死亡を証明するもの
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	● 国民健康保険被保険者証
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	● 国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	● 本人確認できるもの(運転免許証など)
	修学により別に住所を定めたとき	● 国民健康保険被保険者証 ● 在学証明書など

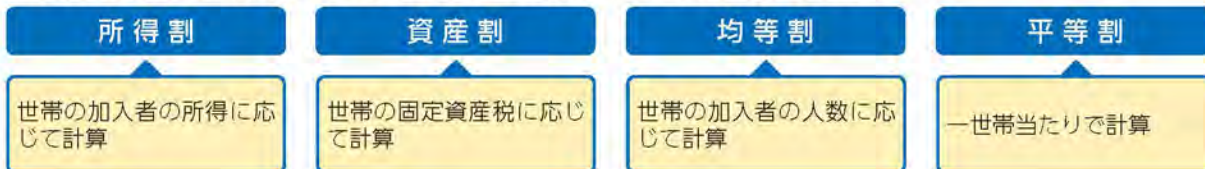
※届出の際は、身分証明書(運転免許証など)とマイナンバー(個人番号)が分かるものをお持ちください。

📍 国民健康保険税

📞 税務課 ☎37-2518

保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の4つを計算して税額が決まります。



⚠ 保険税を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。

広告



みんなの
健活
プロジェクト

ひとに健康を、まちに元気を。


明治安田青森支社は、
大間町と包括連携協定を締結しています。
『皆さまの「健康増進」と「暮らしの安心」をサポートします』

明治安田 むつ大間営業所

〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字大間平36-67
電話 0175-37-3508



地元の
元気
プロジェクト



公式HP
二次元コード

後期高齢者医療制度

問 健康づくり推進課(保険係) ☎31-0350

被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

⚠有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい被保険者証を交付しますので、変更前の被保険者証を担当窓口に戻却または破棄してください。

75歳になられる方	65～74歳の障害認定の方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、担当窓口にお申し出ください。	7月下旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

保険料の決め方

問 税務課 ☎37-2518

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

均等割額 被保険者全員が均等に負担	+	所得割額 被保険者の所得に応じて負担	=	年間保険料 4月から翌年3月までを1年間	年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。 ※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。
----------------------	---	-----------------------	---	-------------------------	--

マイナ保険証への移行について

問 健康づくり推進課(保険係) ☎31-0350

令和6年12月2日から、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする『マイナ保険証』へと移行します。現在使用している国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証については、令和6年12月1日をもって、新規発行・再発行ができなくなります。なお、マイナ保険証を保有していない方には、資格確認書が交付されます。詳しいことは、お問い合わせください。




国民年金

問 住民福祉課 ☎37-2520


国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者

 <p>第1号 被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自営業者 ●自由業者 ●農林漁業従事者 ●学生 <p>第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく全国一律です!</p>	 <p>第2号 被保険者</p> <p>厚生年金や共済組合に加入している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会社員 ●公務員 	 <p>第3号 被保険者</p> <p>第2号被保険者の被扶養配偶者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会社員の妻(夫) ●公務員の妻(夫)
--	--	---

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。



🔄 こんなときは届出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が加入します。
会社など退職したときや厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき、年金を受けていた方が死亡したときなど、届出が必要となります。

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を!

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の方については、保険料の納付を猶予する制度があります。



保険・年金

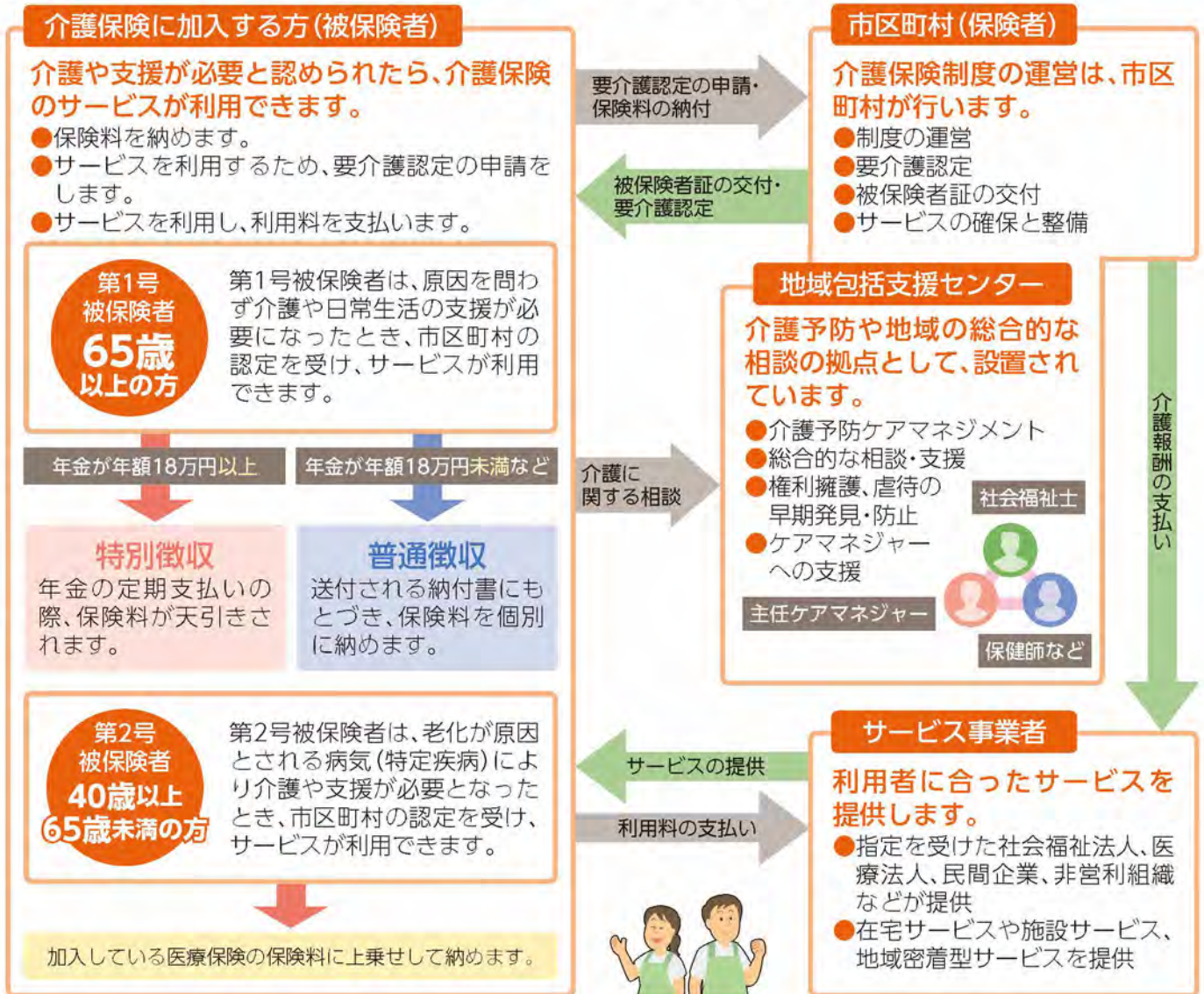


介護保険制度

問 健康づくり推進課(保険係) ☎31-0350

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。



福祉・健康



障がいのある方の福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者手帳をお持ちの方が対象のサービスです。手帳の取得については、住民福祉課へ。

<p>身体障害者手帳</p> <p>身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。</p>	<p>療育手帳</p> <p>知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分は㊤、A、㊤、Bがあります。</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳</p> <p>精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。</p>	<p>こんな時は届出を！</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住所、氏名、保護者が変わったとき ●手帳を紛失、破損したとき ●障がい程度が変わったとき（再申請により障害等級が変更することがあります） ●本人が死亡したとき
--	---	---	---

重度心身障害者医療費助成制度

大間町に住所を有する一定区分以上の手帳保持者に対し、通院・入院にかかる保険診療の医療費自己負担額を助成する制度です。

(入院時の食事代の自己負担分、加入保険者から給付される高額療養費分及び付加給付金分を除く)。

各手当

障がいのある方及び障がいのある児童を家庭で監護している方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

特定健診・がん検診

個別と集団の2通りの方法で行います。受診できる項目が異なりますので、ご注意ください。

個別

肝炎ウイルス、胃がん、大腸がん、肺がん検診は、毎年5月～翌3月末まで大間病院で実施します。子宮頸がん検診は毎年4月～翌3月末までむつ総合病院、北村医院、むつ女性クリニックで実施します。

集団

毎年5月～10月ごろに、町内の施設にて実施します。

健診項目	対象者	検査内容	個別	集団
特定健診	40～74歳の国保加入者 75歳以上の後期高齢者 40歳以上の生活保護受給者	身長・体重・腹囲・血圧測定、血液検査(脂質・肝機能・腎機能・血糖)・尿検査、診察 ※医師が必要と認めた場合は、貧血検査・心電図検査・眼底検査があります。	×	○
肝炎ウイルス検査	40歳以上でいままでも検査を受けたことがない方	血液検査(B型・C型肝炎ウイルス検査)	○	○
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血検査	○	○
胃がん検診	50歳以上の方	胃部X線撮影(バリウム)、胃内視鏡検査(個別) ※2年に1回	○	○
肺がん検診	40歳以上の方	胸部X線撮影・希望により喀痰検査	○	○
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	子宮頸部細胞診	○	○
乳がん検診	40歳以上の女性	乳房X線撮影(マンモグラフィー) ※2年に1回	×	○
骨粗鬆症検診	40歳以上の女性	骨密度測定	×	○





子育て支援

④ 手当・助成など

母子健康手帳の交付

健康づくり推進課(健康係) ☎31-0350

妊娠したと思ったら、できるだけ早く医療機関を受診しましょう。
そして医師の診察により妊娠がわかったら届出し、母子健康手帳をもらいましょう。

交付場所

大間町役場 健康づくり推進課(健康係)

交付時間

月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く)

※交付には時間がかかります。事前にお電話いただくことで、少しスムーズにお渡しできます。

必要なもの

妊娠届出書・妊婦連絡票

妊産婦・乳児健康診査及び新生児聴覚検査

健康づくり推進課(健康係) ☎31-0350

母子健康手帳交付時に妊婦健診受診票、新生児聴覚検査受診票及び産婦健診受診票を、出生届出時に乳児健診受診票をお渡しし、費用の全額又は一部を助成しています。

妊婦健康診査

定期的な健診を最大14回分(多胎の場合は21回分)無料で受診できます。

乳児健康診査

乳児(1歳未満)の健診を最大2回分(1回につき上限5,730円)受診できます。

産婦健康診査

産後1か月以内に健診を最大2回分(1回につき上限5,000円)受診できます。

新生児聴覚検査

出生後、入院期間中に産院で実施しており、1人につき初回検査1回(上限6,600円)とし、要再検となった場合には、確認検査が受診できます。(一部の医療機関で実施していない場合がありますので、ご確認ください。)

受診には

※妊婦(産婦)委託健康診査受診票又は乳児一般委託健康診査受診票並びに新生児聴覚検査受診票に母子健康手帳を添えて医療機関の受付に提出してください。

※受診票は下北管内の産科機関のある病院で利用できません。医療機関の受付におたずねください。

※下北管内以外の医療機関で受診を希望する方は、事前にお問い合わせください。

※里帰り出産等やむを得ない事情により受診票が利用できない場合は、後日、費用を申請することができます。なお、大間町で発行している受診票の額を超えない範囲での助成となります。

必要な書類

- 申請書 ●領収書、明細書
- 母子健康手帳の写し(健診等の結果がわかるページ)
- 振込先の通帳

※申請期限:最終受診日から1年以内

乳幼児健康診査の費用助成

健康づくり推進課(健康係) ☎31-0350

里帰り出産等やむを得ない事情により、大間町で実施する乳幼児個別・集団健康診査を受診できない乳幼児(滞在先の市町村で受入できない場合等)に対し、健康診査の適切な受診を促すため、受診費用を全額助成しています。助成回数はそれぞれ1回とします。

対象者

1か月児健診、3～4か月児健診、先天性股関節脱臼検診、乳児健診(8～10か月児)、1歳6か月児健診、1歳6か月児歯科健診、2歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、3歳児歯科健診

必要な書類

- 申請書 ●領収書、明細書
- 母子健康手帳の写し(健診等の結果がわかるページ)
- 振込先の通帳

※申請期限:受診日から1年以内

妊産婦交通費の助成

健康づくり推進課(健康係) ☎31-0350

妊産婦健診・出産時の交通費について、交通手段を問わず1回の受診につき一律2,000円を助成しています。助成回数は、出産前14回・出産時1回・出産後2回を限度とします。



必要な書類

- 申請書
 - 母子健康手帳の写し(妊娠中の経過がわかるページ)
 - 振込先の通帳
- ※申請期限:最終受診日から1年以内

ハイリスク妊産婦アクセス支援

健康づくり推進課(健康係) ☎31-0350

周産期母子医療センターに通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊するために負担した交通費及び宿泊費について、1回の分娩につき上限10万円まで助成しています。周産期母子医療センターのNICU(新生児特定集中治療室)又はGCU(新生児医療回復室)に入院する新生児(生後2か月まで)に面会するために負担した場合も同様とします。対象者に該当するかどうかは病院におたずねください。

必要な書類

- 申請書類は役場にありますのでご連絡ください。(医師の記載が必要です)

新生児訪問・産婦訪問

健康づくり推進課(健康係) ☎31-0350

生後1か月前後に、保健師がご自宅を訪問し、赤ちゃんの成長発達を確認し、育児の相談などに応じます。里帰りの場合は、里帰り後の訪問や希望により里帰り先に訪問を依頼することも可能ですので、お問い合わせください。

出産応援給付金

 健康づくり推進課(健康係) ☎31-0350

妊娠届を提出した妊婦へ5万円を給付します。届出時に保健師と面談後、申請することができます。

必要な書類

- 申請書
- 妊娠したことが証明できるもの
- 振込先の通帳

子育て応援給付金

 健康づくり推進課(健康係) ☎31-0350

出生した子の養育者に対し5万円を給付します。出生届出後に保健師等が自宅を訪問し、面談後に申請することができます。

必要な書類

- 申請書
- 出生したことが証明できるもの
- 振込先の通帳

風しん抗体検査・予防接種の費用助成

健康づくり推進課(健康係) ☎31-0350

妊婦が風しんに感染することによる先天性風しん症候群を予防するため、風しん抗体検査及び予防接種の費用を全額助成しています。対象者に該当する方で、助成回数は一人につき生涯1回とします。

対象者

- ①妊娠を希望する女性
- ②妊娠を希望する女性の夫及び同居家族
- ③妊娠している女性の夫及び同居家族

必要な書類

- 申請書
- 領収書、明細書
- 抗体検査結果がわかるもの
- 予防接種を証明する書類
- 振込先の通帳

不妊治療費の助成

 健康づくり推進課(健康係) ☎31-0350

保険適用後の不妊治療費(高額療養費を除く)を助成しています。詳しいことは、お問い合わせください。

子育て応援医療費

 住民福祉課 ☎37-2520

0歳～満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費及び食事療養費について助成しています。

助成内容

申請書を提出し承認されると、子育て応援医療受給者証が交付されます。この受給者証の提示により県内での受診については支払いが免除されます。県外で受診した場合は領収書があれば保険適用分を申請することにより返還できます。

必要な書類

- 健康保険証(対象となる子ども)
- 保護者名義の通帳

出産育児一時金

 健康づくり推進課(保険係) ☎31-0350

出産育児一時金は、**出産された方が**出産時に加入している健康保険から支給されます。

国民健康保険に加入されている方

出産一時金として48.8万円を支給します。(医療機関が産科医療補償制度に加入しているとプラス1.2万円)原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「**出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度**」となります。

⚠国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。



子どもが誕生したお祝いとして1人あたり10万円を支給します。
 対象の子どもが誕生してから1歳の誕生日前日まで申請ができます。
 ただし、申請日において1年以上継続して大間町に住所があること、生まれた子どもと同居していることが条件となります。

必要な書類

- 申請書 ●受給資格者の身分証明書 ●受給資格者名義の通帳

子育て支援一覧表

主管課	事業名	内容
健康づくり 推進課	不妊治療費助成事業	保険適用となる不妊治療費の自己負担分を助成(一般不妊治療・生殖補助医療)
	妊産婦及び乳児健康診査等	健診(検査)受診票を交付して費用の全額又は一部を助成
	妊産婦交通費助成事業	健診(出産)時の交通費を助成 一律2,000円 助成回数:出産前14回、出産時1回、出産後2回
	ハイリスク妊産婦アクセス支援事業	周産期母子医療センターに通院・入院・宿泊のために負担した交通費及び宿泊費を助成(上限100,000円)
	乳幼児健康診査	乳児(8~10か月)、1歳6か月児、2歳児、3歳児
	乳幼児健康診査 及び予防接種費用助成事業	里帰り出産等により大間町が実施する乳幼児健診や予防接種を受診できなかった場合の費用を全額助成 助成回数:1回(対象となる健診・予防接種ごとに)
	新生児訪問・産婦訪問	保健師が自宅訪問し、育児相談等に応じる
	出産・子育て応援給付金事業	妊娠届出時 50,000円、出生届出時 50,000円
	風しん抗体検査 及び予防接種費用助成事業	対象者の費用を全額助成(一人につき生涯1回)
	ハローベビールーム	育児相談・離乳食教室(前期)5~6か月児、(後期)11~12か月児
	5歳児健康相談	就学に向けての相談等
	定期予防接種	定期予防接種費用の窓口負担を無料化 ※予防接種の種類は19ページをご覧ください。
	インフルエンザ予防接種費用助成事業	接種料金の全額を助成 生後6か月~18歳未満、妊婦
	未熟児養育医療	未熟児等で入院が必要になった場合、医療費(ミルク代を含む)一部を公費負担(主治医が認めた場合に限る)
子育て世代包括支援センター	子育て期間の相談先 (育児の悩み、発達への心配、健診・予防接種について等、子育て期間中のご相談をお受けします)	
住民福祉課	子宝祝金支給事業	100,000円/人(誕生日 令和4年4月1日以降、申請日において1年以上継続して大間町に住所を有していること)
	児童扶養手当	【支給対象】 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障がい児の場合は20歳未満)を監護する母等 【支払い方法】 5月、7月、9月、11月、1月、3月(各月とも11日)の6回、支払い月の前月までの分が指定金融機関へ口座振込により支払われます。
	ひとり親家庭等医療費給付	【給付対象】 ●ひとり親家庭の父又は母及び児童 ●父母のいない児童 ※児童とは18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者をいう。 保険適用分の医療費を助成。
	保育所副食費助成制度	副食費徴収対象児童分を助成
	一時保育	うみの子保育園にて、1回の利用につき1週間以内 生活保護による被保護世帯 0円 生活保護による被保護世帯以外の世帯 4時間未満 800円 4時間以上 1,500円
教育委員会 教育課	放課後子ども教室	大間小学校(多目的教室・アリーナ) 町民体育館 体験活動(保険料等一部自己負担あり) 申込書と保険料800円を大間町社会福祉協議会(健康福祉センター内)へ提出ください。 ※大間町教育委員会では受付できませんので、ご注意ください。

※詳細は、各主管課及びホームページにてご確認ください。



子どもの予防接種

健康づくり推進課(健康係) ☎31-0350

予防接種は種類により受ける時期・回数などが定められています。下記の表を参考に、接種スケジュールをたてて、受け忘れないようにしましょう。(このほかにも、任意で行う予防接種があります)

予防接種の種類	接種回数	標準的な接種期間	対象年齢 (法律で定められている期間)	接種間隔
ヒブ (Hib)	初回 3回	生後2か月～7か月の前日	生後2か月～60か月(5歳)の誕生日の前日まで	27日以上の間隔をおいて (1歳の誕生日前日まで)
	追加 1回	初回接種終了後7か月～13か月の間隔をおいて		初回接種終了後7か月～13か月後に接種
小児用肺炎球菌 (沈降13価または15価)	初回 3回	生後2か月～7か月の前日	生後2か月～60か月(5歳)の誕生日の前日まで	27日以上の間隔をおいて (1歳の誕生日前日まで)
	追加 1回	生後12か月～15か月の前日		生後12か月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて
B型肝炎	1回目	生後2か月～9か月の前日	生後12か月(1歳)の誕生日の前日まで	1回目の接種から27日以上の間隔をおいて 1回目の接種から139日以上の間隔をおいて
	2回目			
	3回目			
BCG(結核)	1回	生後5か月～8か月の前日	生後12か月(1歳)の誕生日の前日まで	
4種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	1期 初回 3回	生後2か月～12か月(1歳)の誕生日の前日	生後2か月～90か月(7歳半)の前日まで	20日以上の間隔をおいて
	1期 追加 1回	初回接種終了後12か月～18か月の間隔をおいて		初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて
5種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ)(※1)	1期 初回 3回	生後2か月～7か月の前日	生後2か月～90か月(7歳半)の前日まで	20日以上の間隔をおいて
	1期 追加 1回	初回接種終了後6か月～18か月の間隔をおいて		初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて
2種混合(ジフテリア・破傷風)	1回	11歳	11歳～13歳の誕生日の前日まで	
麻しん風しん混合	1期 1回	生後12か月(1歳)～24か月(2歳)の誕生日の前日まで	左記に同じ	
	2期 1回	5歳以上7歳未満で、かつ小学校就学前の1年間(4/1～3/31)		
水痘	1回目	生後12か月～15か月の前日	生後12か月(1歳)～36か月(3歳)の誕生日の前日まで	3か月以上の間隔をおいて
	2回目	1回目の接種終了後6か月～12か月の間隔をおいて		
ロタ(1価)	2回	生後2か月～24週0日まで ただし、1回目は生後14週6日まで	生後6週～24週まで	27日以上の間隔をおいて
ロタ(5価)	3回	生後2か月～32週0日まで ただし、1回目は生後14週6日まで	生後6週～32週まで	27日以上の間隔をおいて
日本脳炎(※2)	1期 初回 2回	3歳	生後6か月～90か月(7歳半)の前日まで	6日以上の間隔をおいて
	1期 追加 1回	4歳(初回接種終了後おおむね1年後)		初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて
	2期 1回	9歳	9歳以上13歳未満	
子宮頸がん(※3)	3回	2価・4価・9価…13歳となる日の属する年度内	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日まで	2価……1か月の間隔をおいて2回、1回目から6か月の間隔をおいて3回目を接種 4価・9価……2か月の間隔をおいて2回接種後、1回目の接種から6か月の間隔をおいて3回目を接種 ※9価:15歳未満で接種の場合は6か月の間隔をおいて2回の接種

- (※1) 予防接種法に基づく定期接種で使用するワクチンに位置付けられ、令和6年4月1日から開始。ただし、当面の間は4種混合ワクチン及びヒブワクチンの使用も可能としております。
- (※2) 平成7年4月2日から21年10月1日に生まれた方(20歳未満の方)は、日本脳炎予防接種が不十分になっております。詳細につきましては、お問い合わせください。
- (※3) 厚生労働省の勧告に基づき、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行っております。(令和7年3月末日までの期間。平成9年度生まれ～平成19年度生まれの女子が対象)



子育て



生活・環境

ごみ

問 住民福祉課 ☎37-2520

ごみは、ルールを守って出しましょう。

町が収集するごみ

項目	詳細
収集日	ごみ収集日参照
分別方法	燃えるごみ、燃えないごみ、缶、ビン、ペットボトル、粗大ごみ、資源ごみ
ゴミ出し方法	<ul style="list-style-type: none"> ●燃えるごみ、燃えないごみは町指定の袋(有料)を使用 ●缶、ビン、ペットボトルは収集所のコンテナに入れる ※コンテナは収集日前日に準備されます。 ●粗大ごみ個別回収ご希望の方は、シルバー人材センターまでご予約ください。

※町指定のごみ袋、粗大ごみシールは町内の商店・事業所で販売しています。

※分別方法等詳細については『家庭ごみの分別と正しい出し方』参照

	月	火	水	木	金	土
大間 ・朝日町・美島町・汐見町・上町 ・ときわ町・本町・割石(一部)	燃えるゴミ		燃えるゴミ	燃えないゴミ	燃えるゴミ	
大間 ・割石地区・日和町・カットシ・浜町 ・第二・細間道・第一根田内 ・第二根田内		燃えるゴミ	燃えないゴミ	燃えるゴミ		燃えるゴミ
奥戸・材木 全域	燃えるゴミ		燃えるゴミ	燃えないゴミ	燃えるゴミ	

資源ごみ収集日	収集地域
火曜日	●下手浜 ●割石 ●農面道路
水曜日	●材木 ●奥戸 ●上町 ●本町 ●ときわ町
金曜日	●根田内 ●細間 ●浜町 ●日和町 ●船見町 ●入船町 ●割石(一部)

動物

クマ

問 産業振興課 ☎37-2537

年間を通して町全域でクマが出没する可能性があります！

クマを目撃した場合は、速やかに上記までご連絡ください。また、クマの目撃情報は防災無線で随時お知らせします。

サル

問 産業振興課 ☎37-2537

町全域でサルが出没する可能性があります！

サルに遭遇したときは、目を合わせたり近寄ったりせず、静かにその場から離れましょう。また、エサを与えることは絶対にやめましょう。

犬の登録

問 住民福祉課 ☎37-2520

登録

犬を飼う人は、自分の飼っている犬を登録することが義務付けられています。登録の手続きは窓口で行っています。また、飼っている犬が死亡したり、行方不明になった場合は、登録を抹消する必要があります。

狂犬病予防注射

生後3か月以上の飼い犬については、狂犬病の予防注射を受けることが法律で義務付けられています。予防注射は町で実施する集合予防注射をご利用いただくか、最寄りの動物病院で受けてください。集合予防注射の日程は広報等でお知らせします。

住まい

➔ 町営住宅 問 生活整備課 ☎37-2535

町では町営住宅を管理しており、随時申込みを受け付けています。申込書(窓口またはホームページからダウンロード)に必要な事項を記入のうえ、関係書類を添えて担当窓口にお申し込みください。なお、詳細については担当課までお問い合わせください。

団地名	所在地	戸数
大間平	大間字大間平	30
大間平第2	大間字大間平	30
大間崎	大間字大間平	28
根田内	大間字根田内	15
館ノ上	奥戸字館ノ上	16

➔ 空き家バンク 問 企画経営課 ☎37-2504

町内にある空き家を所有者の方に登録していただき、購入、賃貸を希望する方へ情報を提供します。町のホームページでも物件情報を見ることができます。

農地 問 農業委員会 ☎37-2537

➔ 農地に関する届出、許可、相談

農地を売買、賃借、贈与、交換、転用等を行う場合は、農業委員会の許可が必要になります。また、農地や農業年金に関することは、お問い合わせください。

施設利用

施設名	所在地	連絡先
大間町民体育館	大間字狼丁37-16	教育委員会 ☎37-2103
大間小学校(アリーナ)	大間字狼丁37-2	大間小学校 ☎37-2107
大間中学校(体育館・屋外運動場)	大間字大間平31-1	大間中学校 ☎37-3109
奥戸小学校(体育館)	大間字館ノ上96-69	奥戸小学校 ☎37-2108
大間町勤労青少年ホーム	大間字大間平41-7	教育委員会 ☎37-2103
漁業活性化センター	大間字割石埋立地	産業振興課 ☎37-2537
大間町総合開発センター	奥戸下道20-1	産業振興課 ☎37-2537
大間町健康福祉センタースマイリー	大間字寺道16	社会福祉協議会 ☎37-4558
奥戸ゆうゆう館	奥戸字向町89-3	企画経営課 ☎37-2504
奥戸交流館	奥戸字浜町通48-1	教育委員会 ☎37-2103
材木婦人の家	奥戸字材木川目32-2	産業振興課 ☎37-2537



水道を使い始めたり止めたりするときは、届出が必要です。

水道の利用開始と中止



引っ越しが決まったら…

転入、町内転居の場合

町外への転出、転居の場合



開始(開栓)届の提出



中止(閉栓)届の提出



引っ越しの日の1週間前を目安に、
まずは生活整備課に電話連絡を…
下記の必要事項についてお伝えください。

- ①住所・氏名
- ②利用開始予定日
- ③電話番号



- ①水栓番号
(水道納入通知書「水道使用水量料のお知らせ(検針票)」に記載されています。)
- ②現住所・契約者氏名・電話番号
- ③引っ越し予定日
(最後に使用する日)
- ④引っ越し先の住所・電話番号
- ⑤精算方法
(口座振替、納入通知書)

退出時までの料金を、計算して支払います。

⚠届出を行わずに無断で使用された場合、停水処分となることがあります。

⚠届出を行わずに転出・転居された場合、その後の使用量の負担が生じる場合があります。

➡ 水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用量に基づいて算定します。

- 検針をする1か月の間に水道の使用を開始、または止めたときは、その使用日数に応じた基本料金に当該従量料金を加算した額を請求します。
- 水道料金を指定納期限内にお支払いいただけない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

【支払い方法】

料金の請求は、下水道料金とあわせ毎月となっています。
下記取扱窓口にてお支払いください。

- 1 町役場庁舎
- 2 取扱金融機関
青森銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、青森県信用漁業協同組合連合会

料金の支払いは、便利な「口座振替」がおすすめです！
金融機関または郵便局にてお申し込みください。
必要なもの：通帳、届出印鑑

自分でできる漏水の確認方法

まず敷地内にある水道の蛇口を全て閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることとなります。



➡ すぐに大間町指定の水道業者へ修理を依頼してください。

広告

給排水衛生設備工事・空調換気設備工事・土木工事・各種メンテナンス修理

第1号 大間町指定水道工事業者

有限会社下山設備

代表取締役 下山 宣行

大間町大字大間字冷水50-131 TEL▶0175-37-2967



きれいな水で、快適な暮らしを。

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。利用できる区域にお住まいで、下水道の接続をされていない方は、早めに接続工事をお願いします。

➡ 下水道使用料

下水道使用料金は、下水道施設の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくもので、使用水量に応じて算定されます。料金の支払いは毎月で、上水道の料金と一緒に請求します。使用料は、納期限内にお支払いください。便利な口座振替をご利用ください。

➡ こんな場合は手続きを

下水道使用区域で、次のような場合には届出してください。

- 転入、転出をされる時
(上水道と合わせて手続きしてください)
- 使用者や所有者が変わるとき

下水道の利用開始と中止

家庭からの汚水を下水道に流すための宅地内に設置された桝や排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。



下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など



※食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、必ず「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙(トイレトペーパー)を使ってください。

もしも下水道が詰まったら

(トイレ、台所、風呂場なども)

指定工事店にご連絡ください。



広告

木製引戸 ドア・ふすま張替
アルミサッシ・ガラス・アミ戸・風除室・樹脂内窓等

吉田建具店

お気軽にお問合せ下さい!

TEL 0175-37-2470 FAX 0175-33-2591

工場 大間字大間平 17-658





相談・町内会

各種相談

問 各主管課

相談の種類別	内容	窓口
行政相談	行政相談委員が国や町の行政に対する要望などを受け付けています。相談所は年2回開設されます。	企画経営課 ☎37-2504
税務相談	納期限内に納められないなど、納税に関する相談を受け付けます。	税務課 ☎37-2518
人権相談	人権の侵害や差別で困ったとき、人権擁護委員が相談に応じます。相談所は年2回開設されます。	住民福祉課 ☎37-2520
障がいに関する相談	障がいを持つ方が、生活していく上で困ったことなどがあったときの相談に応じます。毎月第3水曜日に相談所が開設されます。	住民福祉課 ☎37-2520
消費生活相談	消費生活や多重債務に関する相談を受け付けます。	産業振興課 ☎37-2537
心配ごと相談	生活上のいろいろな悩みや相談ごとに対して相談員が回答します。	大間町社会福祉協議会 ☎37-4558

あなたも町内会へ

問 企画経営課 ☎37-2504

一日も早く地域に親しんでいただき、町政や地域の情報を確実に入手していただくため、町内会に加入しましょう。

町内会ではふれあいを通して住みよいまちづくり活動を行っています

環境美化活動

ごみステーション・道路など生活に身近な場所の環境美化に努めます。

広報紙などの配布

町が発行する広報紙やお知らせなどを配布します。また、地域で行われる行事など身近な情報もお知らせします。

親睦行事の実施

地域住民との交流や親睦を深めるための活動を行います。



相談・町内会

広告

困ったら一人で悩まず

行政相談

毎日の暮らしの中で、役所の仕事について、困っていることや要望はありませんか？

例えば、道路のこと、社会福祉のこと、各種手続のことなど あなたのまちの身近な相談相手 **行政相談委員** がお受けします！

【行政相談所】

○ 年2回(6月、10月)開設
※日程・時間・場所は町広報誌に掲載

詳細は大間町企画経営課まで
☎ 0175-37-2111



総務省行政相談センター
まぐみみ青森
青森市新町2-4-25 青森合同庁舎

相談無料・
秘密厳守

行政苦情110番

☎ **0570-090110**

編集後記

「大間町 暮らしの便利帳」は、大間町にお住まいの皆さんへ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として大間町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「大間町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、大間町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「大間町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和6年4月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

大間町 暮らしの便利帳

令和6年8月発行

大間町／株式会社サイネックス

発行



大間町HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告
販売

株式会社サイネックス 青森支店
〒030-0861 青森県青森市長島2-1-5
TEL.017-775-3623

※掲載している広告は、令和6年6月現在の情報です。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

安全確保を最優先に、地域から
信頼されるフルMOX発電所の
建設を進めています



イメージキャラクター
あかりちゃん



電源開発株式会社
大間現地本部 大間原子力建設所
大間町大字奥戸字小奥戸281 電話**0175(37)2125**(代)



株式会社J-POWERビジネスサービス

大間支社
大間町大字奥戸字小奥戸281 ☎**0175(37)3559**

J-POWERジェネレーションサービス株式会社

大間総合事業所
大間町大字奥戸字小奥戸281 ☎**0175(37)3494**

株式会社J-POWERハイテック

大間事業所
大間町大字大間字中山25-59 ☎**0175(37)3493**

J-POWERテレコミュニケーションサービス株式会社

大間事業所
大間町大字奥戸字小奥戸281 ☎**0175(37)5179**

株式会社J-POWER設計コンサルタント

大間事業所
大間町大字大間字中山25-5 ☎**0175(37)3184**